

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	山田町				民間			A / B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
校務員	8人	50歳5月	339,000円	339,943円	用務員(全国)	54.5歳	214,000円	1.5885
運転手	1人	-	-円	-円	自家用乗用 自動車運転手	57.5歳	217,700円	-

「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 「平均給与月額」とは、平成21年4月分として支給すべきもの(時間外勤務手当等については4月実働分支給額)であり、年間の平均支給額を示すものではありません。
 民間データは、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)岩手県データにおいて公表されているデータ(平成18年~20年の3か年平均)を使用しています。
 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、経験年数、雇用形態(民間データには正社員以外も含む)等は、完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	2人	3人	2人	0人
校務員					1			1	2	2	2	
運転手										1		

(3) その他給与に関する事項

- ア 給料表
行政職給料表(二)適用
- イ 各種手当
一般行政職と同様、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当等をそれぞれ該当者に支給しています。
なお、諸手当のうち、技能労務職員を対象とした特殊勤務手当はありません。
- ウ 昇格基準
毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え

技能労務職については、退職不補充を基本としており、平成17年度策定の「山田町の行政改革事項の実施計画書(集中改革プラン)」では、学校校務員の欠員は臨時職員等に対応する旨を定めているところです。また、自動車運転業務については、既に民間へ委託している業務もあり、引き続き民間活力の導入を推進します。

給与に関しては、国家公務員の俸給表(行政職給料表(二))に準拠しており、今後も同様とします。

3 具体的な取組内容

平成19年度に3名、21年度と22年度にそれぞれ1名(いずれも校務員)が退職することになりますが、新規の技能労務職員は採用せずに臨時職員等に対応します。

各年度における人事院及び県人事委員会の勧告等に準じた給与改定を行い適正な運用に努めます。

4 その他

公用車運転業務については、一部民間委託を行っており、他の業務を含めた民間委託の拡充について、引き続き検討していきます。